

国指定北アルプス鳥獣保護区
北アルプス特別保護地区計画書
【指定】

令和6年11月1日
環 境 省

1 特別保護地区の概要

(1) 特別保護地区の名称

北アルプス特別保護地区

(2) 特別保護地区の区域

北アルプス鳥獣保護区のうち、三俣蓮華岳を起点とし、同所から稜線を西進し三俣山荘に至る登山道との交点に至り、同所から谷すじを北進し黒部源流の谷すじとの交点に至り、同所から同谷すじを北東に進み岩苔乗越に至り、同所からワリモ岳と祖父岳を結ぶ登山道を西進し祖父岳に至り、同所から谷すじを北進し岩苔小谷との交点に至り、同所から同谷すじを北東に進み読売新道との交点に至り、同所から尾根を北東に進み東沢谷との交点に至り、同所から同谷を北東に進み富山県富山市所在国有林富山森林管理署 108 林班は小班とイ小班の小班界との交点に至り、同所から同小班界を北東に進み二ノ沢との交点に至り、同所から谷すじを東進し富山県と長野県の県境との交点に至り、同所から同県境を南西に進み起点に至る線により囲まれた区域、長野県大町市所在国有林中信森林管理署 542 から 544 まで及び 546 の各林班のイ小班の区域、三俣蓮華岳を起点とし、同所から富山県と長野県の県境を北東に進み同森林管理署 546 林班イ小班界との交点に至り、同所から尾根を南東に進み南真砂岳に至り、同所から尾根を南西に進みワリモ沢との交点に至り、同所から尾根を南西に進み 588 林班イ小班とチ小班の小班界との交点に至り、同所から同林小班界を南進しモミ沢と湯俣川の合流点に至り、同所から尾根を南進し樺沢三角点(2519.2m)に至り、同所から尾根を東進し硫黄沢との交点に至り、同所から谷すじを南東に進み硫黄尾根との交点に至り、同所から谷すじを南東に進み天狗沢との交点に至り、同所から同沢を南東に進み 589 林班ホ小班とイ小班の小班界との交点に至り、同所から同小班界を南東に進み同林班は小班とイ小班の小班界との交点に至り、同所から同小班界を北東に進み同林班と 549 林班との林班界に至り、同所から同林班界を南東に進み大町市と松本市の市境界に至り、同所から同市境界を南西に進み長野県と岐阜県との県境に至り、同所から同県境を北西に進み起点に至る線により囲まれた区域、同県松本市所在国有林中信森林管理署 102 から 114 までの各林班の区域、岐阜県高山市所在国有林飛驒森林管理署 2176 及び 2178 から 2180 までの各林班のイ小班の区域並びに三俣蓮華岳を起点とし、同所から長野県と岐阜県の県境を南東に進み同森林管理署 2170 林班と 2176 林班の林班界との交点に至り、同所から同林班界を南西に進み 2170 林班い小班と 2176 林班い小班的小班界との交点に至り、同所から同小班界を北西に進み左俣谷との交点に至り、同所から谷すじを北西に進み樺沢岳と弓折岳を結ぶ稜線との交点に至り、同所から尾根を西進し 2088 林班と 2089 林班の林班界との交点に至り、同所から 2088 林班ろ小班とイ小班の小班界を西進し 2086 林班は小班とイ小班の小班界との交点に至り、同所から同小班界を北進し蓮華谷との交点に至り、同所から谷すじを北東に進み富山県と岐阜県の県境との交点に至り、同所から同県境を東進し起点に至る線により囲まれた区域

(3) 特別保護地区の存続期間

令和 6 年 11 月 1 日から令和 16 年 10 月 31 日まで(10 年間)

2 特別保護地区の保護に関する指針

(1) 特別保護地区の指定区分

希少鳥獣生息地の保護区

(2) 特別保護地区の指定目的

当該区域は、北アルプス鳥獣保護区中央部の富山県、長野県及び岐阜県の 3 県にまたがって位置し、槍・穂高連峰を中心とする標高約 1600 メートルから約 3200 メートルまでの区域であり、大部分が高山帯及び亜高山帯である。

このような自然環境を反映し、当該区域には、環境省レッドリスト 2020 において絶滅危惧 I B 類として掲載されているライチョウ、イヌワシ等の生息が確認されている。また、特に鷲羽岳、三俣蓮華岳等は、ライチョウの生息にとって重要である風衝地群落、ハイマツ群落及び雪田植物群落が散在しており、ライチョウの生息数が多いと考えられることから、当該区域はその生息の中心になり得る地域であり、当該鳥獣保護区の中でも特に重要なライチョウの生息地となっている。

以上のとおり、当該区域は当該鳥獣保護区の中でも特に重要な区域であることから、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)第 29 条第 1 項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に生息する鳥獣及びその生息地の保護を図るものである。

(3) 管理方針

- ア 希少鳥獣生息地の保護区として、ライチョウ、イヌワシ等の保護を図るため適切な管理に努める。特にライチョウ及びイヌワシについては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第45条第1項に基づき定められた保護増殖事業計画を踏まえ、関係機関と連携して保護に努める。
- イ 違法捕獲防止や制札の維持管理のため、国指定鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視を行う。
- ウ 希少鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による希少鳥獣の生息への影響を防止するため、関係機関と協力して利用者及び地域住民への普及啓発を行う。
- エ 国指定鳥獣保護区管理員等による鳥獣のモニタリング調査や登山者からの目撃情報の収集等を通じて、当該区域内のライチョウやイヌワシを始めとした希少鳥獣の生息状況の把握に努め、収集された情報等を基に必要な保全対策を講じる。
- オ 北アルプス鳥獣保護区及びその周辺ではニホンジカ、イノシシ等の生息が確認され、特にニホンジカが高山帯又は亜高山帯へ侵入して高山植物等に被害をもたらすこと及び当該被害がライチョウ等の生息に影響を与えることが懸念されている。このため、令和5年9月に農林水産省及び環境省により策定された中部山岳生態系維持回復事業計画に即し、中部山岳国立公園野生鳥獣対策連絡協議会で策定される中部山岳国立公園ニホンジカ対策方針に基づき、関係機関が連携して総合的にニホンジカ対策を進める。
- カ 関係機関と連携し、ツキノワグマやニホンザル等の鳥獣の餌付きや人慣れを防ぎ、人身被害の防止を図る。

3 特別保護地区の面積内訳

別表1のとおり。

4 当該区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該区域の概要

ア 特別保護地区の位置

北アルプス鳥獣保護区の中央部、富山県、長野県及び岐阜県の三県にまたがって位置し、三ツ岳、野口五郎岳、鷲羽岳^{わしばだけ}、三俣蓮華岳、双六岳、樺沢岳、槍ヶ岳^{おおばみだけ}、大喰岳^{おほくだけ}、中岳、南岳、北穂高岳、涸沢岳、奥穂高岳、西穂高岳、大天井岳^{おてんしょうだけ}、常念岳等を含む。当該区域は、これら山岳の稜線部又は稜線部周辺と梓川^{あずさがわ}に囲まれた標高約1,600mから約3,200mの区域であり、その全域が中部山岳国立公園に指定されている。

イ 地形、地質等

梓川等の河川の浸食作用により、地形は急峻かつ複雑である。鷲羽岳、樺沢岳及び穂高岳は火山であり、溶岩性台地や火口湖といった火山地形が見られるほか、涸沢、岳沢等には圈谷（カール）や堆石（モレーン）といった氷河地形が見られる。

地質は、梓川流域には古生代層が分布し、穂高岳等の高峰はひん岩類、鷲羽岳等には火山活動を成因とする安山岩類が分布する。

ウ 植物相の概要

標高約2,500m以上ではハイマツ群落及び高山草原群落からなる高山帯が広がり、約1,600mから約2,500mにかけてはシラビソ、オオシラビソ、ダケカンバ等が優先する亜高山帯が広がる。また、梓川河畔は夏緑広葉樹林域に属し、ヤナギ高木林が広がっている。

エ 動物相の概要

ライチョウのなわばりが多数存在しており、当該保護区の中でもライチョウの重要な生息地となっている。また、当該地区の中でも野口五郎岳、ワリモ岳、鷲羽岳及び三俣蓮華岳の稜線部一帯は特に生息数が多いと考えられており、生息の中心になり得る地域である。その他鳥類では、高山帯ではイワヒバリ、アマツバメ等、林内ではミソサザイ、シジュウカラ等、水辺ではオシドリ、キセキレイ等が生息している。哺乳類では、ニホンカモシカ、ツキノワグマ、オコジョ、ニホンノウサギ等が生息している。

(2) 生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表2のとおり。

イ 獣類

別表3のとおり。

- (3) 当該区域の農林水産物の被害状況
該当なし

5 施設整備に関する事項

- | | |
|---------------|-----|
| (1) 鳥獣保護区用制札 | — |
| (2) 特別保護地区用制札 | 4 本 |
| (3) 案内板 | — |
| (4) 給水器 | — |
| (5) 給餌台 | — |
| (6) 巣 箱 | — |
| (7) その他 (管理舎) | — |

6 参考事項

- (1) 当初指定

昭和 59 年 11 月 1 日 (昭和 59 年 10 月 23 日 環境庁告示第 65 号)

- (2) 経緯

平成 6 年 11 月 1 日 (平成 6 年 10 月 28 日 環境庁告示第 80 号) 指定

平成 16 年 11 月 1 日 (平成 16 年 10 月 28 日 環境省告示第 67 号) 指定

平成 26 年 11 月 1 日 (平成 26 年 10 月 31 日 環境省告示第 119 号) 指定

別表1 国指定北アルプス鳥獣保護区北アルプス特別保護地区の面積内訳表

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積
総面積	109,989 ha	9,863 ha	119,852 ha	11,868 ha	ha	11,868 ha	ha	ha	ha
林 野	109,092 ha	9,790 ha	118,882 ha	11,826 ha	ha	11,826 ha	ha	ha	ha
農耕地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
水面	696 ha	10 ha	706 ha	2 ha	ha	2 ha	ha	ha	ha
その他	201 ha	63 ha	264 ha	40 ha	ha	40 ha	ha	ha	ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積
国有地	99,226 ha	9,846 ha	109,072 ha	11,868 ha	ha	11,868 ha	ha	ha	ha
国有林	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
林野庁所管	98,823 ha	9,775 ha	108,598 ha	11,868 ha	ha	11,868 ha	ha	ha	ha
制限林	98,471 ha	9,766 ha	108,237 ha	11,865 ha	ha	11,865 ha	ha	ha	ha
保安林	97,290 ha	9,766 ha	107,056 ha	11,865 ha	ha	11,865 ha	ha	ha	ha
砂防指定地	13,665 ha	ha	13,665 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林	352 ha	9 ha	361 ha	3 ha	ha	3 ha	ha	ha	ha
国有林以外の国有地	403 ha	71 ha	474 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
文部科学省所管	3 ha	ha	3 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
環境省所管	138 ha	ha	138 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
国土交通省所管	262 ha	71 ha	333 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
地方公共団体所有地	1,129 ha	0 ha	1,129 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
都道府県所有地	1,072 ha	ha	1,072 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	1,072 ha	ha	1,072 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
市町村所有地等	57 ha	ha	57 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	56 ha	ha	56 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	1 ha	ha	1 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
私有地等	9,325 ha	17 ha	9,342 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
制限林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
保安林	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
砂防指定地	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通林地	ha	ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
その他	9,325 ha	17 ha	9,342 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
公有水面	309 ha	0 ha	309 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
計	109,989 ha	9,863 ha	119,852 ha	11,868 ha	ha	11,868 ha	ha	ha	ha

◆他法令による規制区域との重複

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積
自然環境保全法による地域	0 ha	0 ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
特別地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通地域	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
自然公園法による地域	99,931 ha	7,189 ha	107,120 ha	11,868 ha	ha	11,868 ha	ha	ha	ha
特別保護地区	53,499 ha	205 ha	53,704 ha	11,868 ha	ha	11,868 ha	ha	ha	ha
特別地域	42,335 ha	6,580 ha	48,915 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通地域	4,097 ha	404 ha	4,501 ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha
文化財保護法による地域	21,602 ha	0 ha	21,602 ha	6,292 ha	ha	6,292 ha	ha	ha	ha

(注)

- ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
- 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の面積を既存面積の項に（ ）書きで上段に記載する。
- 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で〈 〉書きで記入する。
- 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
- 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく指定地域（国指定自然環境保全地域及び都道府県指定自然環境保全地域）、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づく指定地域（国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園）、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づき区域指定地域されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

(別表2) 北アルプス特別保護地区

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
キジ	キジ	<u>ライチョウ</u>	EN・国特天・国内希少	留鳥
		○ヤマドリ		留鳥
カモ	カモ	オシドリ	DD	留鳥
		ヒドリガモ		冬鳥
		マガモ		冬鳥
		カルガモ		冬鳥
		コガモ		冬鳥
ハト	ハト	○キジバト		留鳥
		アオバト		留鳥
ツル	クイナ	オオバン		冬鳥
カッコウ	カッコウ	○ジュウイチ		夏鳥
		○ホトトギス		夏鳥
		ツツドリ		夏鳥
		カッコウ		夏鳥
アマツバメ	アマツバメ	ハリオアマツバメ		夏鳥
		○アマツバメ		夏鳥
チドリ	チドリ	イカルチドリ		留鳥
		コチドリ		夏鳥
	シギ	イソシギ		留鳥
タカ	ミサゴ	ミサゴ	NT	留鳥
	タカ	ハチクマ	NT	夏鳥
		○トビ		留鳥
		ツミ		留鳥
		ハイタカ	NT	留鳥
		オオタカ	NT	留鳥
		<u>サシバ</u>	VU	夏鳥
		○ノスリ		夏鳥
		<u>イヌワシ</u>	EN・国天・国内希少	留鳥
		<u>クマタカ</u>	EN・国内希少	留鳥
フクロウ	フクロウ	フクロウ		留鳥
ブッポウソウ	カワセミ	ヤマセミ		留鳥
キツツキ	キツツキ	○コゲラ		留鳥
		オオアカゲラ		留鳥
		○アカゲラ		留鳥
		○アオゲラ		留鳥
ハヤブサ	ハヤブサ	チョウゲンボウ		留鳥
		<u>ハヤブサ</u>	VU・国内希少	留鳥
スズメ	サンショウクイ	<u>サンショウクイ</u>	VU	夏鳥
	モズ	モズ		留鳥
	カラス	○カケス		留鳥
		○ホシガラス		留鳥
		ハシブトガラス		留鳥
	キクイタダキ	○キクイタダキ		留鳥

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
	シジュウカラ	○コガラ		留鳥
		○ヤマガラ		留鳥
		○ヒガラ		留鳥
		○シジュウカラ		留鳥
	ツバメ	○イワツバメ		夏鳥
	ヒヨドリ	○ヒヨドリ		留鳥
	ウグイス	○ウグイス		留鳥
	エナガ	○エナガ		留鳥
	ムシクイ	○メボソムシクイ		夏鳥
		○エゾムシクイ		夏鳥
		センダイムシクイ		夏鳥
	メジロ	メジロ		留鳥
	ゴジュウカラ	○ゴジュウカラ		留鳥
	キバシリ	キバシリ		留鳥
	ミソサザイ	○ミソサザイ		留鳥
	カワガラス	カワガラス		留鳥
	ヒタキ	マミジロ		夏鳥
		トラツグミ		留鳥
		クロツグミ		夏鳥
		マミチャジナイ		旅鳥
		シロハラ		冬鳥
		○アカハラ		夏鳥
		ツグミ		冬鳥
		○コマドリ		夏鳥
		ノゴマ		旅鳥
		○コルリ		夏鳥
		○ルリビタキ		留鳥
		ジョウビタキ		冬鳥
		サメビタキ		夏鳥
		コサメビタキ		夏鳥
		○キビタキ		夏鳥
		○オオルリ		夏鳥
	イワヒバリ	○イワヒバリ		留鳥
		○カヤクグリ		留鳥
	セキレイ	○キセキレイ		留鳥
		ハクセキレイ		留鳥
		セグロセキレイ		留鳥
		ビンズイ		留鳥
	アトリ	アトリ		冬鳥
		カワラヒワ		留鳥
		マヒワ		冬鳥
		○ウソ		留鳥
		イカル		留鳥

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
	ホオジロ	○ホオジロ		留鳥
		カシラダカ		冬鳥
		○アオジ		留鳥
		○クロジ		夏鳥
合計 13目	34科	90種		

注1) 種名や配列等は日本鳥類目録改訂第7版（日本鳥学会 2012）に準拠した。

注2) データは各種自然環境調査報告書（国土交通省、長野県、富山県）、鳥獣捕獲許可に係る報告書、国指定鳥獣保護区管理員報告書の他、各種学術文献に拠った。

注3) 種の指定等の区分は以下のとおりである。

環境省RL：環境省レッドリスト2020におけるレッドリスト種

天然記念物：国特天（国指定特別天然記念物）、国天（国指定天然記念物）

種の保存法：国内（国内希少野生動植物種）

注4) 環境省レッドリストのカテゴリーは以下のとおりである。

CR：絶滅危惧ⅠA類、EN：絶滅危惧ⅠB類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

注5) 備考の留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥、迷鳥、外来は日本鳥類目録改訂第7版を参照した。また、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第2条第1項に定める特定外来生物に指定された鳥獣は、外来（特定外来）とした。

注6) ○は一般的に見られる鳥獣、アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に定める鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。

(別表3) 北アルプス特別保護地区

目	科	種または亜種	種の指定等	備考
霊長	オナガザル	○ニホンザル		
齧歯	リス	○ニホンリス		
		ニホンモモンガ		
	ヤマネ	<u>ヤマネ</u>	国天	
	ネズミ	○ヒメネズミ ○アカネズミ		
兎形	ウサギ	ニホンノウサギ		
真無盲腸	トガリネズミ	カワネズミ		
		アズミトガリネズミ	NT	
		シントウトガリネズミ		
	モグラ	アズマモグラ ○ヒミズ		
翼手	キクガシラコウモリ	キクガシラコウモリ		
	ヒナコウモリ	コテングコウモリ		
		ヒメホオヒゲコウモリ		
		ウサギコウモリ		
		ヒナコウモリ		
食肉	ジャコウネコ	ハクビシン		
	イヌ	○タヌキ		
		○アカギツネ		
	クマ	ツキノワグマ		
	イタチ	○ニホンテン		
		アナグマ		
		オコジョ ニホンイタチ	NT	
偶蹄	イノシシ	イノシシ		
	シカ	ニホンジカ		
	ウシ	○ニホンカモシカ	国特天	
合計	7目	16科	28種	

注1) 種名や配列等は、世界哺乳類標準和名リスト2021 年度版（川田ほか 2021）に準拠した。

注2) データは各種自然環境調査報告書（国土交通省、長野県、富山県）、鳥獣捕獲許可に係る報告書、国指定鳥獣保護区管理員報告書の他、各種学術文献に拠った。

注3) 種の指定等の区分は以下のとおりである。
環境省RL：環境省レッドリスト2020 におけるレッドリスト種
天然記念物：国特天（国指定特別天然記念物）、国天（国指定天然記念物）

注4) 環境省レッドリストのカテゴリーは以下のとおりである。
CR：絶滅危惧ⅠA 類、EN：絶滅危惧ⅠB 類、VU：絶滅危惧Ⅱ類、NT：準絶滅危惧、DD：情報不足

注5) ○は一般的に見られる鳥獣、アンダーラインは鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に定める鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。